

桑名市地域生活支援拠点等事業 運営ガイドライン

1. 地域生活支援拠点等事業とは

地域生活支援拠点は、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、住み慣れた地域への移行を進めるため、５つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）について、地域の実情に応じて創意工夫のもと整備を行うことにより、障害者の生活を地域全体で支えることを目的とするものです。

桑名市では、複数の関係機関・団体（サービス提供事業所）がそれぞれの機能と特性に応じたサービスを提供する「面的整備型」の手法により、サービスを提供していきます。

2. 地域生活支援拠点等の５つの機能**（１）相談**

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時（２４時間）の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行います。

障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援センター、相談支援事業所がこの機能を担います。

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所施設等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等における緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等必要な対応を行います。短期入所事業所、障害者支援施設等がこの機能を担います。

また、緊急時の利用とは、介護を行う者の急病や急な入院、冠婚葬祭等の理由によるもので、利用開始日の前々日、前日または当日に利用連絡があった場合をいいます。利用希望者は、緊急短期入所等利用申込書を利用しようとする事業所に提出します（事後でも可）。

（３）体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助や日中活動系サービス等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。日中活動系サービス事業所や共同生活援助事業所がこの機能を担います。

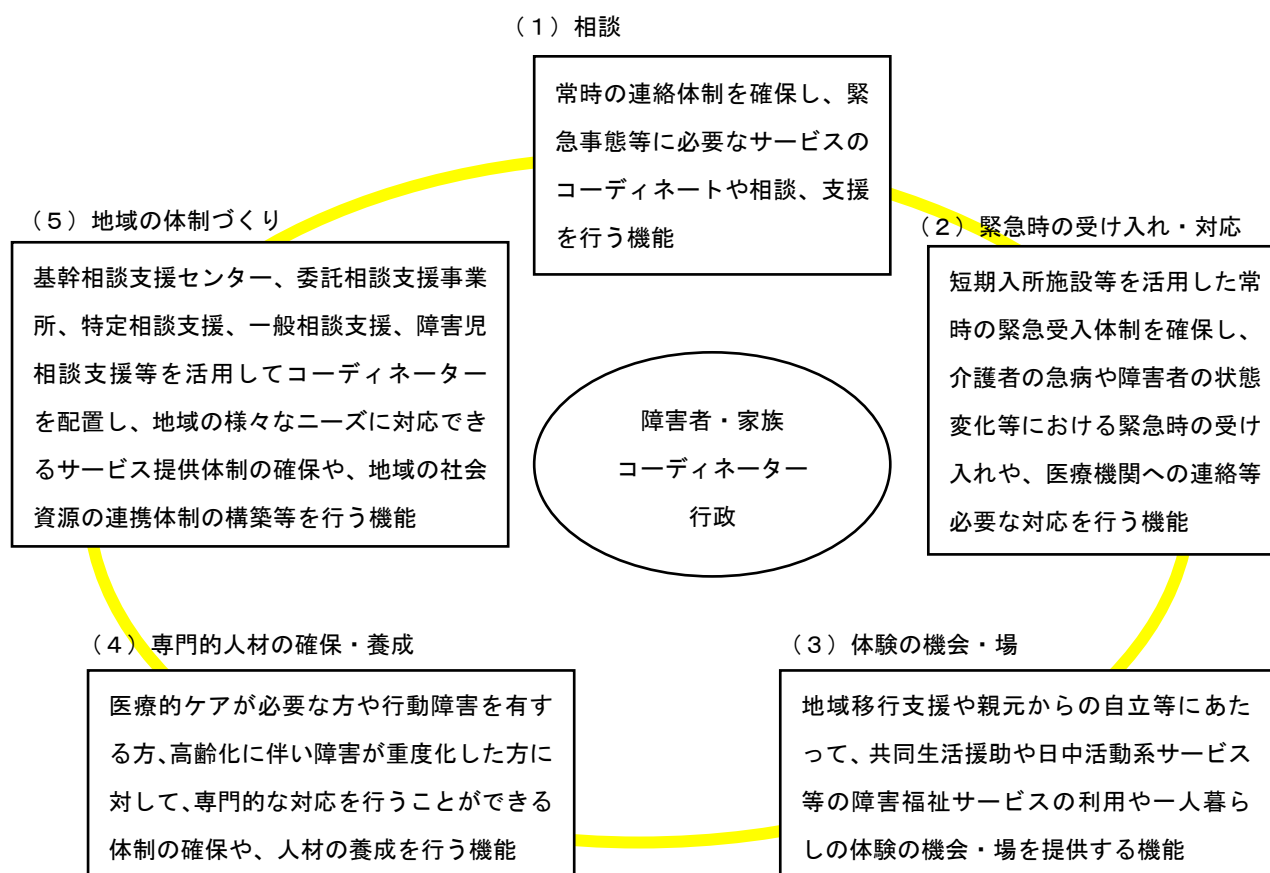
（４）専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い障害が重度化した方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行います。障害者基幹相談支援センター、自立支援協議会等がこの機能を担います。

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援、一般相談支援、障害児相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

地域生活支援拠点等のイメージ図



3. 事業の実施方法

地域生活支援拠点等の機能を担おうとする事業所は、運営規程にその拠点の機能を担う旨規定し、市へ登録の届出を行います。市による登録を受けた後、それぞれの機能に応じた事業を実施し、毎年検証を行います。

(1) 運営規程の変更

事業所運営規定に、拠点の機能を担う旨を規定する（別添の例を参考）

(2) 拠点登録

事業所は、登録届出書（第1号様式）に必要事項を記載し、運営規定の変更届出書の写しと、変更後の運営規定を添付して、市に提出します。

(3) 事業実施

事業所は、必要に応じて登録した機能を担うことにより、事業を実施します。

(4) 検証・検討

事業を運営していく中で明らかになった課題や効果等について、継続的に検証、検討を実施します。

4. 各機能において算定が可能となる加算

(1) 相談

＜地域生活支援拠点等相談強化加算＞ 700単位／回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れ回数に応じて、月4回を限度に加算。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

＜緊急短期入所受入加算Ⅰ＞ 180単位／日（福祉型）

＜緊急短期入所受入加算Ⅱ＞ 270単位／日（医療型）

介護者の急病等の理由により指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては14日）を限度として当該緊急利用者のみに対して加算。

＜定員超過特定加算＞ 50単位／日

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切ったうえで特例的に加算（当該期間は定員超過減算は適用しない）

＜地域生活支援拠点等加算＞ 100単位／日

地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に、サービス利用の開始日に加算（緊急時受入に限らない）

＜緊急時対応加算＞ 100単位／回＋50単位／日

地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業が、緊急時の対応を行った場合に加算。

(3) 体験の機会・場

＜体験利用支援加算＞

・初日から5日目まで 500単位／日＋50単位／日

・6日目から15日目まで 250単位／日＋50単位／日

地域生活支援拠点等として位置付けた日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（生活・機能）、就労移行支援、就労継続支援）の体験利用を行った場合に、15日以内に限り加算。

(4) 専門的人材の確保・養成

＜重度障害者支援加算（体制加算）＞ 7単位／日

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしてお

り、かつ支援計画シート等を作成している場合に加算。ただし、強度行動障害を有する者が利用しない場合は加算不可。

<重度障害者支援加算（個人加算）> 180単位／日

実践研修修了者が作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算（当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能）

（5）地域の体制づくり

<地域体制強化共同支援加算> 2,000単位／回

地域生活支援拠点等として位置付けた事業所の相談支援専門員が、他の福祉サービス事業所と支援困難事例等について課題検討及び情報共有等を行い、地域課題を整理したうえで自立支援協議会に対し報告を行った場合に、指定特定相談支援事業所において当該計画相談支援障害者1人につき、1月に1回を限度に加算。

5. 届出の手続きについて

- （1）各事業所において、運営規定に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する。
- （2）下記の書類を、適用開始日の前月15日までに障害福祉課へ提出する。
 - ①桑名地域生活支援拠点登録届け出書
 - ②変更後の運営規定
 - ③指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の場合は、
上記①、②に加え、
 - ・変更届出書
 - ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(別紙)

緊急短期入所利用申込書

年 月 日

(あて先) 桑名市長

申込者
住 所
氏 名
連絡先

下記のとおり緊急短期入所の利用を申し込みます。

利 用 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	連 絡 先	()申込者と同じ ()その他 住 所 氏 名 電話番号
	受給者証番号	
利用希望事業所		
利用希望期間		年 月 日 ~ 年 月 日
申 込 理 由	()①介護者の急病や事故 ()②介護者の長期出張等により一定期間介護が困難 ()③虐待の恐れがあり帰宅が困難 ()④大規模災害により避難し帰宅が困難 ()⑤その他	
	上記①～⑤の具体的内容	

※この利用申込書とは別に、利用する指定短期入所事業所が定める手続が必要である。

担当者(所属・氏名)		受 付	令和 年 月 日
------------	--	--------	----------

(様式)

年 月 日

桑名市地域生活支援拠点登録届出書

(あて先) 桑名市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名

印

桑名市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。

区 分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点 等として担う機能	☐ ①相談 ☐ ②緊急時の受入れ・対応 ☐ ③体験の機会・場 ☐ ④専門的人材の確保・養成 ☐ ⑤地域の体制づくり
開始(予定)年月日	年 月 日

※添付書類

・運営規定(変更後)